

特定非営利活動法人 京滋マンション管理対策協議会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 京滋マンション管理対策協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都府京都市中京区西洞院通三条下る柳水町84番地三洋六角ビル305号におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に基づき京都府及び滋賀県に所在する分譲マンションの居住者をはじめとする市民が、情報の交換、教育・研修を行うことによって自治能力の形成・向上を図ることを目的とする。また、分譲マンションの居住者をはじめとする市民が自治能力を高めることによって、分譲マンションとその周辺地域におけるコミュニティの育成、住環境の保全向上、福祉の増進を実現し、もって地域のまちづくりに貢献することをめざす。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) マンション居住者及び居住者組織の意見交換と経験交流。
- (2) 建物の管理についての資料収集及び調査研究。
- (3) 居住者組織・コミュニティ活動についての資料収集及び調査研究。
- (4) マンションの管理・コミュニティ等について、建築・法律等の分野における専門家との提携による地域自治への寄与。
- (5) 政府・地方公共団体その他関係諸団体に対する要望の提出

- (6) 機関紙及び印刷物の発行及び各種関係書籍の販売、頒布事業。
- (7) 研究会及び講演会、各種関係セミナー等の開催事業。
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の三種とし、団体会員、個人会員及び賛助会員をもって法上の社員とする。

- (1) 団体会員 この法人の目的に賛同する区分所有者の団体。
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同する分譲マンションの区分所有者。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同する区分所有者以外の個人及び団体。

(入会)

第7条 この法人に入会しようとする者は、入会申込書を代表幹事に提出しなければならない。この場合において、代表幹事は正当な理由がない限り入会を認めるものとする。

(会費)

第8条 この法人の会費は、別に定める。

(資格の喪失及び退会)

第9条 会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
 - (2) 本人の死亡又は団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
2. 会員は、退会届を代表幹事に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役 員

(役職及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 幹 事 法上の理事とし、定数は10名以上15名以内（うち代表幹事1名、副代表幹事2名）とする。
- (2) 監査役 法上の監事とし、定数は2名とする。

(役員職務)

第12条 代表幹事は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2. 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるとき、又は代表幹事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3. 幹事は、幹事会を構成し、必要な業務を行う。
- 4. 監査役は次に掲げる職務を行う。

- (1) 幹事の業務執行の状況及びこの法人の会計の執行の状況、財産保全の状況を監査するとともに、幹事会に出席して意見を述べ、もしくは幹事会の招集を請求する。
- (2) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(役員を選任)

第13条 幹事及び監査役は、総会で団体会員の構成員、個人会員、賛助会員の中から選任する。ただし、代表幹事、副代表幹事は、幹事の互選とする。

2. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
3. 監査役は、幹事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(活動費及び必要経費)

第14条 役員は無給を原則とする。ただし、活動費及び必要経費は受けることができる。

(顧問)

第15条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。この顧問は、幹事会の議決を経て代表幹事が委嘱する。

(役員任期)

第16条 この法人の役員任期は、定期総会の翌日から翌々年の定期総会集結の日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会 議

(会議)

第17条 この法人の会議は、総会、幹事会とする。

2. 毎年定期的に開催される総会を定期総会とする。

(構成)

第18条 総会は、団体会員、個人会員、賛助会員をもって構成する。

2. 幹事会は、幹事をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定。
 - (2) 事業報告及び収支決算の決定。
 - (3) その他、この法人の運営に関する重要事項。
2. 幹事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会が議決した事項の執行に関すること。

- (2) 総会に付すべき事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第20条 総会は、代表幹事が書面をもって招集し、年1回以上開催する。

2. 団体会員、個人会員、賛助会員を合わせた会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、代表幹事は臨時総会を開催しなければならない。
3. 第12条4項(3)号の規定により、監査役から書面をもって招集があったときは、臨時総会を開催しなければならない。
4. 幹事会は、代表幹事が招集し、必要の都度開催する。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、総会の構成員の中から選任する。

2. 幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。

(議決)

第22条 会議の議事は、事前に通知した事項とし、この定款に定めるもののほかは、各会議に出席した構成員の過半数をもって決する。

第6章 運 営

(倫理規程)

第23条 この法人は、法人の公正な運営と社会的信頼を確保するため、別に倫理規程を設けることとする。

第7章 事 務 局

(事務局)

第24条 この法人に、関係事務を処理するための事務局を置く。

2. 事務局に、事務局長1名及び事務局員若干名を置く。
3. 事務局長及び事務局員は、幹事会の承認を得て、代表幹事が任免する。
4. 事務局長は、幹事会に出席し意見を述べることができる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第26条 この法人の会計は、法第27条に基づき、代表幹事が管理し、その管理方法は、幹事会の議決により別に定める。

(事業年度)

第27条 この法人の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第28条 この定款は、法第25条本文にかかわらず、総会に出席した総会構成員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。ただし、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第29条 この法人は、次に掲げる事由により解散する

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、この定款第22条の定めに従い出席した構成員の過半数をもって決する。

3. 第1項第2号の事由により、この法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第30条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と同様の目的をもって活動をする団体のうち総会で定めた団体に譲渡するものとする。

(合併)

第31条 この法人が合併しようとするときは、総会を開催し、この定款第22条の定めに従い出席した構成員の過半数をもって決する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第32条 この法人の公告は、本会の事務所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑 則

(細則)

第33条 この定款の施行について必要な細則は、幹事会の議決を経て、代表幹事がこれを定める。

付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の事業及び会計年度は、認証を受け、登記完了の時から直後の3月31日までとする。
3. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代 表 幹 事	山本 好二	監 査 役	岡田 榮
副代表幹事	市吉 淳子		徳田 隆
副代表幹事	山崎 賢二		
幹 事	生島嘉一郎		
	木村 泰三		
	島田 静雄		
	白石 進		
	中川 徳子		
	能登 恒彦		
	濱田日出子		

4. この法人の設立当初の役員の任期は、本定款第16条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 認証の日から2000年の定期総会までとする役員。

市吉 淳子
生島嘉一郎
岡田 榮
木村 泰三
島田 静雄
白石 進

- (2) 認証の日から2001年の定期総会までとする役員。

徳田 隆
中川 徳子
能登 恒彦
濱田日出子
山本 好二
山崎 賢二